

The Kofu Shinkin Bank 2022 Disclosure

資料編

あなたの未来へ こうしんと



甲府信用金庫

資料編

目次

●財務諸表	
◆貸借対照表	2
◆損益計算書	3
◆剰余金処分計算書	3
●事業年度における事業指標	
◆主要な業務の状況を示す指標	8
◆預金に関する指標	9
◆貸出金等に関する指標	9
◆貸出資産に関する指標	10
◆有価証券に関する指標	10
◆時価情報	11
◆その他の事業指標	12
◆資産の健全性に関する指標	13
●自己資本の充実の状況	
◆自己資本の構成に関する開示事項	15
◆定性的な開示事項	16
◆定量的な開示事項	18
●開示項目一覧	23

注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
現金	4,077,120	4,251,748
預け金	211,770,110	221,272,769
買入金銭債権	412,662	718,114
有価証券	149,280,258	151,105,793
国債	19,024,227	23,413,287
地方債	20,149,651	24,670,905
社債	86,084,378	84,322,632
株式	17,500	17,500
その他の証券	24,004,501	18,681,467
貸出金	210,733,408	211,722,912
割引手形	629,038	899,331
手形貸付	15,353,309	15,141,210
証書貸付	185,832,412	186,970,969
当座貸越	8,918,648	8,711,400
外国為替	224,592	283,175
外国他店預け	224,592	283,175
その他資産	2,685,961	2,674,350
未決済為替貸	137,876	126,712
信金中金出資金	1,961,000	1,961,000
未収収益	442,487	459,581
金融派生商品	9,748	371
その他の資産	134,848	126,685
有形固定資産	5,699,674	5,401,609
建物	4,087,260	3,948,072
土地	1,316,427	1,235,146
リース資産	26,543	19,008
その他の有形固定資産	269,442	199,382
無形固定資産	76,337	64,444
ソフトウェア	51,873	40,535
その他の無形固定資産	24,463	23,909
前払年金費用	511,007	556,058
繰延税金資産	—	203,150
債務保証見返	589,683	516,539
貸倒引当金	△ 3,123,699	△ 3,517,759
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,314,564	△ 2,673,892
資産の部合計	582,937,118	595,252,908

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
預金積金	505,390,894	512,478,582
当座預金	7,698,242	7,557,004
普通預金	218,892,997	231,793,237
貯蓄預金	1,044,331	1,042,669
通知預金	1,174,763	1,255,335
定期預金	242,808,092	242,530,553
定期積金	10,452,671	9,902,834
その他の預金	23,319,795	18,396,948
借入金	46,665,384	52,622,570
借入金	46,665,384	52,622,570
その他負債	1,298,251	1,263,912
未決済為替借	141,166	156,547
未払費用	434,706	435,499
給付補填備金	1,923	1,456
未払法人税等	6,007	6,007
前受収益	125,245	137,856
払戻未済金	24,403	20,251
職員預り金	228,318	222,919
金融派生商品	14,987	4,186
リース債務	26,543	19,229
資産除去債務	200,483	164,018
その他の負債	94,466	95,939
賞与引当金	125,693	118,554
役員退職慰労引当金	134,800	142,910
睡眠預金払戻損失引当金	777	4,495
偶発損失引当金	172,951	201,403
繰延税金負債	313,793	—
債務保証	589,683	516,539
負債の部合計	554,692,228	567,348,967
出資金	1,712,850	1,692,598
普通出資金	1,712,850	1,692,598
利益剰余金	25,190,969	26,200,522
利益準備金	1,849,410	1,849,410
その他利益剰余金	23,341,558	24,351,111
特別積立金	22,130,000	23,130,000
当期末処分剰余金	1,211,558	1,221,111
処分未済持分	△ 66,525	△ 63,928
会員勘定合計	26,837,294	27,829,192
その他有価証券評価差額金	1,407,595	74,748
評価・換算差額等合計	1,407,595	74,748
純資産の部合計	28,244,890	27,903,941
負債及び純資産の部合計	582,937,118	595,252,908

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日	自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日
経常収益	6,207,056	6,326,544
資金運用収益	5,269,002	5,316,150
貸出金利息	3,681,677	3,700,291
預け金利息	209,384	260,052
有価証券利息配当金	1,325,972	1,304,144
その他の受入利息	51,967	51,661
役員取引等収益	658,561	603,202
受入為替手数料	374,697	318,208
その他の役員収益	283,863	284,994
その他業務収益	212,468	334,296
外国為替売買益	16,828	22,646
国債等債券売却益	149,527	286,870
国債等債券償還益	—	15
その他の業務収益	46,113	24,765
その他経常収益	67,023	72,894
償却債権取立益	53,454	66,825
その他の経常収益	13,569	6,069
経常費用	5,442,404	5,226,359
資金調達費用	153,751	134,453
預金利息	150,556	131,604
給付補填備金繰入額	1,075	863
借入金利息	1,034	901
その他の支払利息	1,084	1,084
役員取引等費用	582,952	561,592
支払為替手数料	118,371	97,934
その他の役員費用	464,580	463,657
その他業務費用	12,486	105,314
国債等債券売却損	—	97,288
国債等債券償還損	3,553	4,122
その他の業務費用	8,933	3,903
経費	4,097,938	3,814,427
人件費	2,577,647	2,408,971
物件費	1,432,133	1,264,523
税金	88,157	140,933
その他経常費用	595,275	610,571
貸倒引当金繰入額	545,883	516,483
貸出金償却	11,976	58,264
その他の経常費用	37,415	35,822
経常利益	764,651	1,100,184
特別利益	22,296	27,156
固定資産処分益	22,296	27,156
特別損失	7,910	102,056
固定資産処分損	7,910	1,100
減損損失	—	100,955
税引前当期純利益	779,037	1,025,284
法人税、住民税及び事業税	10,339	7,146
法人税等調整額	1,636	△ 24,833
法人税等合計	11,976	△ 17,687
当期純利益	767,060	1,042,971
繰越金(当期首残高)	444,498	178,139
当期末処分剰余金	1,211,558	1,221,111

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日	自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日
当期末処分剰余金	1,211,558	1,221,111
計	1,211,558	1,221,111

これを次のとおり処分いたします。

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
剰余金処分額	1,033,419	1,032,625
普通出資に対する配当金 (配当率)	33,419 (年2%)	32,625 (年2%)
特別積立金	1,000,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	178,139	188,486

令和2年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)ならびに財務諸表作成にかかる内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月28日

甲府信用金庫

理 事 長 小田切 繁

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 27年～50年
 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローによる回収見込額を約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（デリスカウト・キャッシュ・フロー法）により計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部管理課において一次査定を行い、融資部において二次査定を実施のうえ、当該部署から独立した監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は933百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、不足がある場合の必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準による方法であります。退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。
 退職給付債務 △1,481百万円

年金資産	2,005百万円
未認識数理計算上の差異	31百万円
退職給付引当金	－百万円
前払年金費用	556百万円

数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により算出した金額を、発生翌年から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
 年金資産の額 1,732,930百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
 差引額 △84,957百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月分） 0.3675%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金62百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行业務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫にかかる固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分してありますが、履行业務の充足が1年超となる取引はありません。
15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 3,517百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評

価し、設定しております。個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測は極めて困難であり、不確実性を有しているため、収束時期によっては損失額が増減する可能性があります。

繰延税金資産 415 百万円

主要な仮定は、「将来の事業計画に基づく収益・費用の発生時期及び金額等によって見積もった課税所得」であります。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2 百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,878 百万円

19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,489 百万円
危険債権額	3,042 百万円
3 月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	1,469 百万円
合計額	9,001 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3 月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに 3 月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 899 百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	56,828 百万円
預け金	7,020 百万円
担保資産に対応する債務	
預け金	1,875 百万円
借入金	52,611 百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金（定期預け金）6,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は 2 百万円及び敷金は 2 百万円が含まれております。

22. 出資 1 口当たりの純資産額 856 円 64 銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。このうち、変動金利型定期預金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規定及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会やリスク管理委員会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理及び ALM に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、外国為替又は有価証券の為替の変動リスクに関して、経営企画部において為替感応度分析等によるモニタリングを定期的に行っております。

為替の変動リスクを回避するための主な手段として、外貨建資産・負債のネット持高に対して市場との外貨売買取引によるヘッジを行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

保有する有価証券の価格の変動リスクは、リスク管理に関する諸規定に従い、経営企画部において感応度分析及び VaR（バリューアットリスク）等の手法により定期的に管理されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、8,423

百万円減少するものと把握しております。同様に、下方パラレルシフトが生じた場合、対象となる金融商品の金利収益は241百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	221,272	221,249	△23
(2) 有価証券	151,088	152,641	1,553
満期保有目的の債券	24,195	25,749	1,553
その他の有価証券	126,892	126,892	—
(3) 貸出金(※1)	211,722		
貸倒引当金(※2)	△3,490		
	208,232	212,460	4,228
金融資産計	580,593	586,352	5,758
(1) 預金積金(※1)	512,478	512,096	△381
(2) 借入金(※1)	52,622	52,616	△6
金融負債計	565,101	564,713	△388

※1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 ※2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25から27に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、

一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	17
合 計	17

※1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。以下、27まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,514	3,804	290
	地方債	5,892	6,257	365
	社債	14,789	15,687	897
	その他	—	—	—
	小計	24,195	25,749	1,553
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		24,195	25,749	1,553

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	36,374	35,552	821
	国 債	5,571	5,234	337
	地方債	11,323	11,113	210
	社 債	19,479	19,205	274
	その他	11,223	10,386	836
	小 計	47,597	45,939	1,658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	71,836	73,143	△1,307
	国 債	14,327	14,965	△638
	地方債	7,455	7,716	△260
	社 債	50,053	50,461	△407
	その他	7,458	7,707	△249
	小 計	79,294	80,851	△1,556
合 計		126,892	126,790	101

26. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	309	2	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	309	2	—
その他	4,900	284	△97
合 計	5,209	286	△97

27. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はありません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、55,280百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが14,617百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,049 百万円
税務上の繰越欠損金	388
その他	539
繰延税金資産小計	1,977
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 54
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,506
評価性引当額小計	△ 1,561
繰延税金資産合計	415
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	27
その他	185
繰延税金負債合計	212
繰延税金資産の純額	203

(注1) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和4年3月31日)	(単位:百万円)	
	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	388	388
評価性引当額	△ 54	△ 54
繰延税金資産	333	333(※2)

- (※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
 (※2) 翌事業年度に課税所得が見込まれることから、繰越欠損金に係る一部について、回収可能と判断しています

30. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

31. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

(損益計算書の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 31円71銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途種類	減損損失(千円)
山梨市	営業用店舗1店舗 土地	24,262

	営業用店舗1店舗 建物	13,026
	営業用店舗1店舗 その他の有形・無形固定資産	905
韮崎市	営業用店舗1店舗 土地	45,898
	営業用店舗1店舗 建物	16,203
	営業用店舗1店舗 その他の有形・無形固定資産	659

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループを、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

店舗の統廃合計画に伴い、営業用店舗2店舗の土地・建物を売却方針としたことにより、当該帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額100,955千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額と使用価値の合算で算出してあり、このうち正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(報酬体系について)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、算定方法を規定により定めています。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	156

- (※) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」129百万円、「退職慰労金」26百万円となっています。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「平成24年3月29日付金融庁告示第22号」に基づく開示事項は、上記以外にありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (※) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。
 2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

事業年度における事業指標

主要な業務の状況を示す指標

● 資金運用勘定ならびに資金調達勘定

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	521,355	5,269,002	1.01	575,180	5,316,150	0.92
うち貸出金	198,741	3,681,677	1.85	211,424	3,700,291	1.75
うち預け金	177,017	209,384	0.11	213,797	260,052	0.12
うち有価証券	142,865	1,325,972	0.92	147,303	1,304,144	0.88
資金調達勘定	502,609	153,751	0.03	554,753	134,453	0.02
うち預金積金	476,553	151,632	0.03	503,640	132,467	0.02
うち借入金	25,837	1,034	0.00	50,895	901	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度 285百万円 令和3年度 316百万円)を控除して表示しています。

● 資金運用収支・役務取引等収支およびその他業務収支ならびに業務粗利益および業務粗利益率

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
資金運用収支	5,115,250	5,181,696	その他の業務収支	199,982	228,981
資金運用収益	5,269,002	5,316,150	その他業務収益	212,468	334,296
資金調達費用	153,751	134,453	その他業務費用	12,486	105,314
役務取引等収支	75,608	41,610	業務粗利益	5,390,841	5,452,288
役務取引等収益	658,561	603,202	業務粗利益率(%)	1.03%	0.94%
役務取引等費用	582,952	561,592			

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 業務純益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	1,530,136	1,633,975
実質業務純益	1,532,067	1,668,707
コア業務純益	1,206,093	1,483,233
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,209,184	1,483,233

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用) 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	693,118	△ 499,773	193,344	497,484	△ 450,335	47,148
うち貸出金	304,143	△ 245,677	58,465	221,966	△ 203,352	18,613
うち預け金	49,109	△ 34,407	14,702	43,505	7,162	50,667
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	96,866	23,401	120,268	39,288	△ 61,116	△ 21,828
支払利息	20,872	△ 46,269	△ 25,397	12,637	△ 31,935	△ 19,298
うち預金積金	14,548	△ 39,869	△ 25,321	7,124	△ 26,289	△ 19,165
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	900	△ 1,037	△ 137	443	△ 576	△ 133
うちコマース・ペーパー	-	-	-	-	-	-

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。

● 資金運用利回り、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り	1.01	0.92
資金調達原価率	0.83	0.70
総資金利鞘	0.17	0.21

● 利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.14	0.18
総資産当期純利益率(又は純損失率)	0.14	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返額)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

● 預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	令和2年度				令和3年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	228,810	45.27	217,576	45.65	241,648	47.15	246,825	49.00
うち有利息預金	206,252	40.81	188,389	39.53	217,337	42.40	210,808	41.85
定期性預金	253,260	50.11	257,077	53.94	252,433	49.25	254,822	50.59
うち定期預金	242,808	48.04	246,493	51.72	242,530	47.32	244,915	48.62
うち固定金利定期預金	242,781	48.03	246,466	51.71	242,501	47.31	244,888	48.62
うち変動金利定期預金	26	0.00	27	0.00	29	0.00	27	0.00
うちその他の定期預金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他の預金	23,001	4.55	1,754	0.36	18,147	3.54	1,788	0.35
外貨預金	318	0.06	144	0.03	249	0.04	202	0.04
小計	505,390	100.00	476,553	100.00	512,478	100.00	503,640	100.00
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	505,390	-	476,553	-	512,478	-	503,640	-

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
手形貸付	15,353	16,648	15,141	15,220
証書貸付	185,832	170,765	186,970	187,251
当座貸越	8,918	10,423	8,711	8,302
割引手形	629	904	899	649
合計	210,733	198,741	211,722	211,424

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	4,046	4,020
有価証券	1	-
動産	-	-
不動産	31,961	30,061
その他	162	155
信用保証協会・信用保険	82,788	86,459
保証	29,138	29,251
信用	62,635	61,773
合計	210,733	211,722

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	211	92
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	204	221
その他	-	-
信用保証協会・信用保険	42	38
保証	1	1
信用	129	163
合計	589	516

● 貸出金業種別内訳

(単位：残高・百万円、比率・%)

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	15,908	7.54	15,427	7.28
農業、林業	253	0.12	245	0.11
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	343	0.16	293	0.13
建設業	16,853	7.99	17,076	8.06
電気、ガス、熱供給、水道業	4,990	2.36	4,703	2.22
情報通信業	513	0.24	747	0.35
運輸業、郵便業	4,833	2.29	4,614	2.17
卸売業、小売業	28,085	13.32	28,660	13.53
金融業、保険業	12,118	5.75	12,106	5.71
不動産業	14,619	6.93	13,776	6.50
物品賃貸業	716	0.33	641	0.30
学術研究、専門・技術サービス業	1,913	0.90	1,956	0.92
宿泊業	1,878	0.89	1,925	0.90
飲食業	4,293	2.03	4,474	2.11
生活関連サービス業、娯楽業	4,433	2.10	4,241	2.00
教育、学習支援業	252	0.11	280	0.13
医療、福祉	8,806	4.17	9,178	4.33
その他のサービス	6,050	2.87	5,953	2.81
小計	126,864	60.20	126,304	59.65
地方公共団体	25,960	12.31	26,821	12.66
個人	57,908	27.47	58,596	27.67
合計	210,733	100.00	211,722	100.00

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

● 預貸率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	41.69	41.31
期中平均預貸率	41.70	41.97

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●金利区分別残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利	122,443	124,529
変動金利	88,290	87,193
合計	210,733	211,722

●使途別残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	86,985	41.27	87,381	41.27
運転資金	123,747	58.72	124,341	58.72
合計	210,733	100.00	211,722	100.00

貸出資産に関する指標

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	987	809	-	987	809
	令和3年度	809	843	-	809	843
個別貸倒引当金	令和2年度	1,635	2,314	45	1,590	2,314
	令和3年度	2,314	2,673	122	2,192	2,673
合計	令和2年度	2,623	3,123	45	2,577	3,123
	令和3年度	3,123	3,517	122	3,001	3,517

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	11	58

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高 該当する取引はありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	1,003	2,218	3,034	-	12,559	-	18,815
地方債	630	310	11,890	3,381	1,563	2,090	-	19,867
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	8,620	9,316	15,560	11,006	29,102	12,042	-	85,648
株式	-	-	-	-	-	-	17	17
外国証券	3,102	3,404	1,700	300	300	1,000	-	9,807
その他の証券	-	400	600	-	-	-	12,197	13,197
合計	12,353	14,434	31,969	17,721	30,965	27,693	12,214	147,353

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	3,216	-	3,014	-	17,484	-	23,714
地方債	153	312	15,044	910	957	7,342	-	24,721
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6,388	9,719	15,705	17,503	22,628	12,510	-	84,456
株式	-	-	-	-	-	-	17	17
外国証券	2,500	2,301	1,400	-	400	1,000	-	7,602
その他の証券	400	700	249	-	420	20	8,701	10,491
合計	9,443	16,250	32,399	21,427	24,407	38,356	8,718	151,003

(注) 上記残高は、期末日における取得原価に基づいています。

●有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	19,024	16,328	23,413	20,465
地方債	20,149	19,127	24,670	23,093
短期社債	-	-	-	-
社債	86,084	84,245	84,322	84,026
株式	17	17	17	17
外国証券	9,787	11,851	7,509	7,796
その他の証券	14,216	11,294	11,171	11,904
合計	149,280	142,865	151,105	147,303

(注) 上記残高は、期末日の貸借対照表計上額に基づいています。

●預証率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期末預証率	29.53	29.48
期中平均預証率	29.97	29.24

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

時価情報

●有価証券の時価情報

◇満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表計上額①	時価②	差額 (②-①)	貸借対照表計上額①	時価②	差額 (②-①)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,534	3,894	359	3,514	3,804	290
	地方債	6,015	6,483	467	5,892	6,257	365
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	14,865	16,005	1,140	14,789	15,687	897
	その他	-	-	-	-	-	-
	小 計	24,414	26,382	1,968	24,195	25,749	1,553
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	24,414	26,382	1,968	24,195	25,749	1,553	

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

◇その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表計上額①	取得原価②	差額 (①-②)	貸借対照表計上額①	取得原価②	差額 (①-②)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	73,646	72,362	1,284	36,374	35,552	821
	国債	6,693	6,246	447	5,571	5,234	337
	地方債	11,912	11,622	289	11,323	11,113	210
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	55,040	54,493	546	19,479	19,205	274
	その他	18,459	17,348	1,111	11,223	10,386	836
	小 計	92,106	89,711	2,395	47,597	45,939	1,658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	27,196	27,554	△ 357	71,836	73,143	△ 1,307
	国債	8,796	9,035	△ 239	14,327	14,965	△ 638
	地方債	2,222	2,229	△ 7	7,455	7,716	△ 260
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	16,178	16,288	△ 110	50,053	50,461	△ 407
	その他	5,544	5,655	△ 111	7,458	7,707	△ 249
	小 計	32,741	33,210	△ 468	79,294	80,851	△ 1,556
合 計	124,847	122,921	1,926	126,892	126,790	101	

(注)

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式は本表には含めておりません。

◇売買目的有価証券…該当する取引はありません。

●市場価格のない株式

(単位：百万円)

	令和2年度 貸借対照表計上額	令和3年度 貸借対照表計上額
非上場株式	17	17

●金銭の信託

- ◇運用目的の金銭の信託…該当する取引はありません。
- ◇満期保有目的の金銭の信託…該当する取引はありません。
- ◇その他の金銭の信託…該当する取引はありません。

●規則第102条第1項第5号に掲げる取引

◇デリバティブ取引

通貨関連取引

(単位：百万円)

		令和2年度				令和3年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	為替予約								
	売 建	276	-	291	△ 15	116	-	120	△ 4
	買 建	379	-	389	10	84	-	84	0
合 計				680	△ 5			204	△ 4

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定は、割引現在価値等により算出しています。

なお、上記以外のデリバティブ取引は該当がありません。

その他の事業指標

● 役員取引の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	658	603
受入為替手数料	374	318
その他の受入手数料	283	284
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	582	561
支払為替手数料	118	97
その他の支払手数料	5	6
その他の役員取引等費用	459	457

● その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
その他業務収益	212	334
外国為替売買益	16	22
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	149	286
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	46	24
その他業務費用	12	105
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	97
国債等債券償還損	3	4
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	8	3

● 職員一人当たりおよび1店舗当たりの預金・貸出金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
職員1人当たり預金残高	1,411	1,525
1店舗当たり預金残高	21,973	22,281
職員1人当たり貸出金残高	588	630
1店舗当たり貸出金残高	9,162	9,205

注) 預金残高には、譲渡性預金を含んで算出しております。

● 住宅資金・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
住宅資金	46,200	46,944
消費者ローン	10,347	10,354
うちカードローン	2,365	2,326
合計	56,547	57,298

● 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
(株) 日本政策金融公庫	40	38
(独) 住宅金融支援機構	2,812	2,429
(独) 福祉医療機構	216	473
その他	150	118
合計	3,217	3,059

● 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
送金為替	960,163	1,013,168
各地へ向けた分	420,641	454,150
各地から受けた分	539,521	559,018
代金取立	25,090	23,153
各地へ向けた分	21,083	19,458
各地から受けた分	4,007	3,695
合計	985,253	1,036,322

● 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
個人	371,238	378,552
法人	104,392	105,035
金融機関	1,473	1,443
公金	28,286	27,447
合計	505,390	512,478

● 経費の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	2,577	2,408
報酬給料手当	2,015	1,905
その他	562	503
物件費	1,432	1,264
事務費	591	522
通信費	71	63
事務機械賃借料	29	16
事務委託費	333	313
固定資産費	248	225
土地建物賃借料	41	36
保安全管理費	162	144
事業費	97	86
広告宣伝費	33	24
交際費・寄贈費・諸会費	38	39
人事厚生費	27	16
減価償却費	330	271
その他	136	142
税金	88	140
合計	4,097	3,814

● 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
一般財形	213	212
年金財形	109	104
住宅財形	19	20
合計	342	336

● 外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	令和2年度	令和3年度
貿易取引	60,309	74,487
輸入	56,492	67,767
輸出	3,817	6,720
貿易外取引	8,444	12,545
合計	68,753	87,029

● 外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	令和2年度	令和3年度
外貨建資産残高	2,066	2,351

資産の健全性に関する指標

当金庫では、資産の健全性を維持するため厳格な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施するとともに、本部と営業店が一体となり、取引先の業況把握を行ったうえで経営支援をすすめる、債務者区分の適正化に取り組んでいます。

併せて、金融機関の重要な資産である貸出金について、法令で定められる客観的基準に従い、開示しています。

令和4年3月31日より改正信用金庫法が施行され、「信用金庫法に基づく開示債権区分」を「金融再生法に基づく開示債権」に合わせることで、不良債権の実質的な開示の一本化が図られることとなりました。「信用金庫法および金融再生法に基づく開示債権」は以下の表のとおりです。各開示債権は、担保・保証等による回収可能見込額と規定に基づいた貸倒引当金で十分な保全を講じており、かつ厚い内部留保を含んだ自己資本により、貸出資産の毀損に備えています。

なお、これらの開示債権すべてが回収不能ということではなく、特に貸出条件緩和債権については、信用金庫の役割を踏まえ、厳しい経営環境下にある中小企業の経営を支援するため、貸出金利の引き下げや、短期一括返済を長期分割返済に切り替えたもの等が含まれており、現時点で元本または利息の支払いが延滞しているというものではありません。

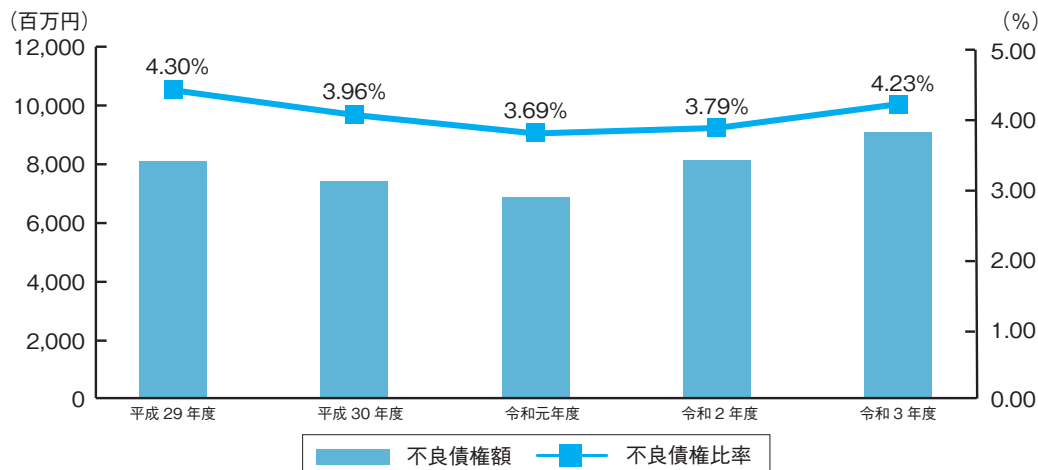
信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

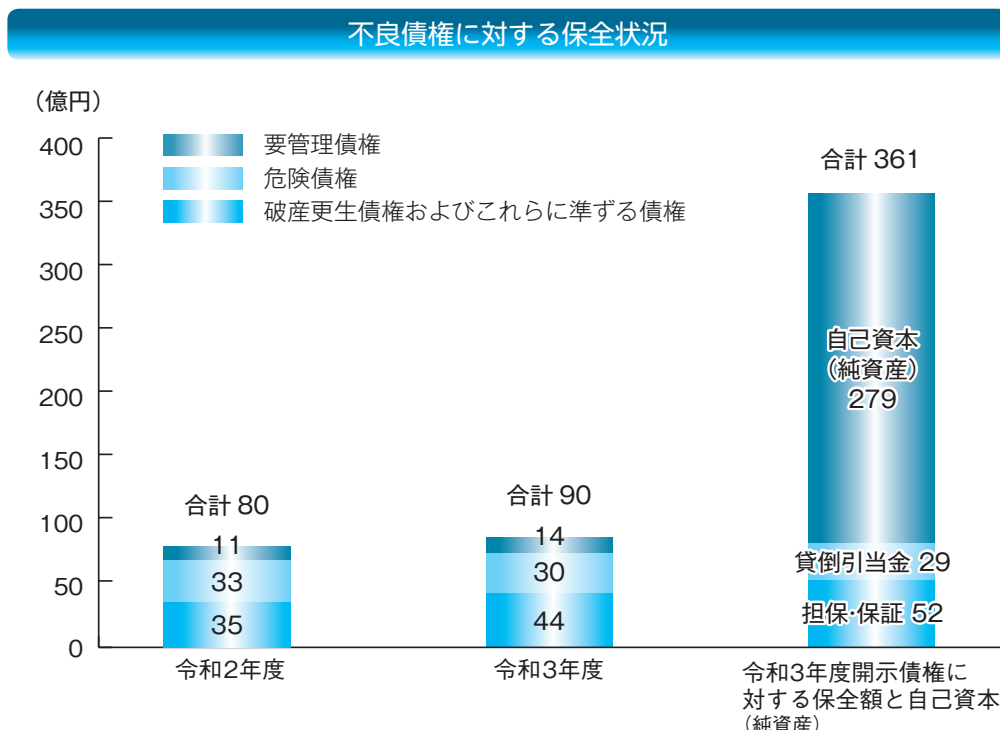
区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	3,524	3,524	2,059	1,464	100.00	100.00
	令和3年度	4,489	4,489	2,614	1,875	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	3,380	2,991	2,140	850	88.48	68.58
	令和3年度	3,042	2,817	2,019	798	92.62	78.06
要管理債権	令和2年度	1,120	655	459	195	58.46	29.61
	令和3年度	1,469	890	618	271	60.60	31.95
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	1,120	655	459	195	58.46	29.61
	令和3年度	1,469	890	618	271	60.60	31.95
小計(A)	令和2年度	8,025	7,170	4,659	2,510	89.34	74.59
	令和3年度	9,001	8,198	5,252	2,945	91.07	78.57
正常債権(B)	令和2年度	203,462					
	令和3年度	203,395					
総与信残高(A)+(B)	令和2年度	211,487					
	令和3年度	212,396					

●不良債権額・不良債権比率の推移

不良債権額は、90億円と前期比10億円増加し、不良債権比率も、4.23%と前期比0.44ポイント上昇しました。



●不良債権に対する保全状況



【用語のご説明】

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本の充実の状況

信用金庫法施行規則第 132 条の規定を受けた金融庁告示および監督指針に基づく開示事項は次の通りです。

I. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性・安全性を判断するうえで重要な指標の1つで、この指標が高いほど健全な経営が実現されていると評価されます。国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」は4%以上、海外に営業拠点を有する大手銀行等に適用される「国際基準」は8%以上となっており、万一自己資本比率が基準を下回ると金融当局の行政措置（早期是正措置）が発動されることとなります。

信用金庫には国内基準である4%が適用されますが、当金庫は創業以来一貫して健全経営を堅持し、令和4年3月末現在の自己資本比率は16.85%と基準を大きく上回っており、健全性は高いものと自負しています。

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,803	27,796
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,712	1,692
うち、利益剰余金の額	25,124	26,200
うち、外部流出予定額(△)	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	△ 66	△ 63
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	982	1,045
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	982	1,045
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,785	28,841
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	55	46
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	55	46
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	327
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	373	402
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	428	776
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	27,357	28,065
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	159,273	156,616
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,767	9,916
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	169,040	166,532
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.18%	16.85%

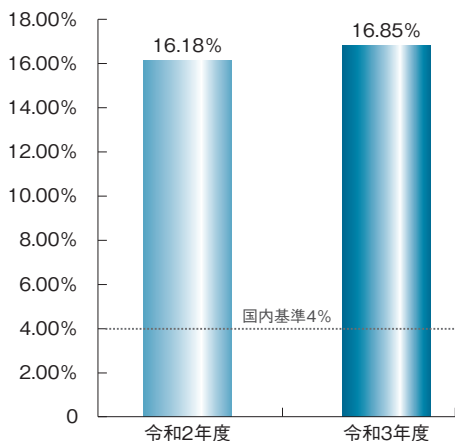
(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【用語のご説明】

リスク・アセットとは、損失の発生する可能性のある資産のことで、総資産をリスクの度合いに応じて換算して算出します。
 例えば、国債はどれほど保有していても損失の発生する可能性がないためゼロとみなし、また、抵当権付の住宅ローンは貸出残高の35%をリスク・アセットとして計上します。

単体自己資本比率の状況

国内基準 4% を大きく上回っています。



(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 2. 項目ごとの金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

II. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	甲府信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,628 百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である 4% を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャー（注 1）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスク管理についての基本方針や融資業務の基本的な理念を明示した「信用リスク管理規定」を広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、当金庫では厳格な自己査定を実施するとともに、外部スコアリングモデルや「総合融資審査支援システム」を導入するなど、信用リス

クの計量化に向けて準備を進めています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会において経営陣に対し報告する態勢としています。

貸倒引当金は、「自己査定規定」および「償却引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。

- 株式会社格付情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・アーツ・レーティングズ・サービス (S&P)

② エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていませんが、当金庫が保有する事業会社向け債券のリスク・ウェイトの判定については、当庫の定める「資金証券等管理規定」に準じて、国内債券については、株式会社格付情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) の 2 社、外国債券については、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・アーツ・レーティングズ・サービス (S&P) の 2 社を採用しています。

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ

該当はありません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保または保証に過度に依存しないように努めています。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う主要な担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産などがあり、その手続については、金庫が定める担保管理事務取扱要領および担保不動産調査・評価細則等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。一方、当金庫が扱う主要な保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証などがあります。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める要整理貸出金管理規定や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼル協定における信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として国・地方公共団体・一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人

による保証、その他未担保預金などが該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、当該法人が適格格付機関から付与されている格付けにより判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5. 派生商品取引および長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠と一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクのリスク管理に努めています。

なお、当金庫においては、有価証券運用における派生商品取引はありません。

また、長期決済期間取引も該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引にかかるエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

証券化取引における役割は、一般的に原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引は行いませんが、資金運用の一環で投資家としての証券化エクスポージャーを保有する場合があります。

当金庫が証券化エクスポージャーを保有する場合には、「資金証券等運用規定」「資金証券等管理規定」「証券化商品運用管理基準」に基づき取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしています。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号

までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産にかかる市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることをフロント部門において事前に確認する

とともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、新規投資の都度、リスク管理委員会の審査を経たうえで、決定することとしています。

また、証券化エクスポージャーを保有した場合には、ミドル部門において当該証券化エクスポージャーおよび裏付資産にかかる情報を取引先または証券会社等から個別案件ごと定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャー信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）および関連法人等は、当金庫が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有していません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. マーケットリスクに関する事項

該当はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

ディスクロージャー本編 37 ページを参照願います。

9. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) (注2) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会や常勤理事会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用方針」

のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドへの出資金に関しては、当金庫が定める「資金証券等運用規定」「資金証券等管理規定」「余資運用方針」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定

める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

10. 金利リスクに関する事項

ディスクロージャー本編 38 ページを参照願います。

【用語のご説明】

(注 1) エクスポージャー リスクにさらされている資産のこと。

(注 2) VaR (バリュー・アット・リスク)

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに理論的に算出する手法。

Ⅲ. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和 2 年度		令和 3 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	159,273	6,370	156,616	6,264
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	159,490	6,379	156,347	6,253
(i) 外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-
(ii) 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
(iii) 国際開発銀行向け	-	-	-	-
(iv) 地方公共団体金融機構向け	294	11	233	9
(v) 我が国の政府関係機関向け	3,682	147	3,795	151
(vi) 地方三公社向け	311	12	310	12
(vii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	34,433	1,377	41,338	1,653
(viii) 法人等向け	47,093	1,883	42,929	1,717
(ix) 中小企業等向けおよび個人向け	40,221	1,608	39,932	1,597
(x) 抵当権付住宅ローン	4,274	170	4,151	166
(xi) 不動産取得等事業向け	7,156	286	6,591	263
(xii) 3 ヶ月以上延滞等	167	6	78	3
(xiii) 信用保証協会等による保証付	1,782	71	1,814	72
(xiv) 上記以外	20,072	802	15,171	606
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,965	78	1,965	78
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	910	36	185	7
②証券化エクスポージャー	0	0	0	0
③-1 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,199	47	1,690	67
ルック・スルー方式	1,199	47	1,690	67
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	8	0	3	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	9,767	390	9,916	396
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	169,040	6,761	166,532	6,661

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウエイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 $\text{＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

【地域別区分】

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	582,405	599,408	211,487	212,396	132,826	139,188	16	2	296	127
国外	1,511	1,505	-	-	1,511	1,505	-	-	-	-
地域別合計	583,916	600,913	211,487	212,396	134,337	140,694	16	2	296	127

【業種別区分】

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	32,608	29,295	16,588	16,182	16,020	13,113	-	-	9	-
農業・林業・漁業	371	346	371	346	-	-	-	-	13	7
鉱業、砕石業、砂利採取業	343	293	343	293	-	-	-	-	-	-
建設業	20,104	20,871	18,902	19,269	1,201	1,601	-	-	4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	19,002	19,206	5,351	5,137	13,453	13,841	-	-	-	-
情報通信業	2,346	2,451	631	815	1,301	1,301	-	-	-	-
運輸業、郵便業	8,176	7,934	4,930	4,692	3,245	3,241	-	-	-	-
卸売業、小売業	35,430	33,560	28,908	29,448	6,517	4,107	2	2	34	7
金融業・保険業	177,787	211,972	12,288	12,249	6,422	6,614	13	-	-	-
不動産業	26,349	21,982	15,291	14,409	2,204	2,704	-	-	128	58
物品賃貸業	1,128	951	727	650	400	300	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,485	2,526	2,471	2,511	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,902	1,948	1,902	1,948	-	-	-	-	-	-
飲食業	5,189	5,328	5,189	5,328	-	-	-	-	19	18
生活関連サービス業、娯楽業	5,843	5,584	5,340	5,081	500	500	-	-	-	-
教育、学習支援業	268	296	268	296	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	9,665	10,359	9,665	10,359	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	6,651	6,593	6,651	6,593	-	-	-	-	4	3
国・地方公共団体等	164,338	151,022	25,960	26,822	83,069	93,367	-	-	-	-
個人	49,543	49,760	49,543	49,760	-	-	-	-	80	31
その他	14,378	10,243	159	197	-	-	-	-	-	-
業種別合計	583,916	592,530	211,487	212,396	134,337	140,694	16	2	296	127

【期間別区分】

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1年以下	38,978	110,971	25,742	24,435	10,020	6,514	16	2
1年超3年以下	100,254	125,265	15,601	14,270	9,652	10,994	-	-
3年超5年以下	40,577	40,964	12,867	12,880	27,210	28,083	-	-
5年超7年以下	41,946	48,434	14,201	16,238	27,145	32,195	-	-
7年超10年以下	109,340	103,270	70,220	71,141	38,770	32,129	-	-
10年超	73,941	80,121	43,902	43,345	21,539	30,775	-	-
期間の定めのないもの	178,877	83,501	28,952	30,084	-	-	-	-
残存期間別合計	583,916	592,530	211,487	212,396	134,337	140,694	16	2

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3年以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3年以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・有形固定資産などが含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	987	809	-	987	809
	令和3年度	809	843	-	809	843
個別貸倒引当金	令和2年度	1,635	2,314	45	1,590	2,314
	令和3年度	2,314	2,673	122	2,192	2,673
合計	令和2年度	2,623	3,123	45	2,577	3,123
	令和3年度	3,123	3,517	122	3,001	3,517

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	281	710	710	783	-	-	281	710	710	783	1	-
農・林・漁業	1	1	1	6	-	-	1	1	1	6	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	31	2	2	5	19	-	12	2	2	5	2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	65	76	76	77	1	-	63	76	76	77	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	48	-	-	-	-	-	48	-	-
卸売業、小売業	349	351	351	322	-	92	349	259	351	322	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	446	344	344	383	0	-	445	344	344	383	6	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	49	49	49	49	23	-	26	49	49	49	-	-
宿泊業	44	91	91	285	-	-	44	91	91	285	-	-
飲食業	48	38	38	37	-	-	48	38	38	37	0	-
生活関連サービス、娯楽業	169	248	248	224	-	-	169	248	248	224	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	42	275	275	379	-	-	42	275	275	379	-	-
その他のサービス	10	15	15	14	-	-	10	15	15	14	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	94	107	107	56	-	29	94	77	107	56	1	57
業種別合計	1,635	2,314	2,314	2,673	45	122	1,590	2,192	2,314	2,673	11	58

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスクウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	139,249	—	119,205
10%	—	96,749	—	102,915
20%	14,169	174,404	13,352	209,324
35%	—	12,194	—	11,846
50%	45,019	439	43,777	176
75%	—	44,947	—	43,364
100%	4,011	52,322	1,803	45,732
150%	—	36	—	7
200%	—	—	—	—
250%	—	380	—	1,024
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	63,200	520,716	58,933	533,597

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,011	3,874	16,957	18,571	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	9	0

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
①派生商品取引合計	16	2	16	2
(i) 外国為替関連取引	16	2	16	2
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	16	2	16	2

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	655	204

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

担保の種類別の額	該当する取引はありません。
与信相当額算出の対象となるクレジットデリバティブの種類別想定元本額	該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) オリジネーターの場合 該当する取引はありません。
 (2) 投資家の場合 該当する取引はありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等 (単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	9,959	9,959	5,860	5,860
非上場株式等	1,979	1,979	1,979	1,979

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	56	271
売却損	-	97
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	911	759

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	-	-

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,149	5,390
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスクに関する事項

【銀行勘定の金利リスク】

(単位：百万円)

IRRBB：1 金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,423	6,886	241	△ 94
2	下方パラレルシフト	-	-	38	36
3	スティープ化	6,548	4,745		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,423	6,886	241	36
8	自己資本の額	ホ		へ	
		当期末		前期末	
		28,065		27,357	

- (注) 1. 当局の開示定義に従い、Δ EVE のプラス表示は経済価値減少、Δ NII のプラス表示は金利収益減少を示しています。
 2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載してあります。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しています。その基準に該当する各項目は、以下のページに掲載しています。
 なお、当金庫では信用金庫法施行規則に定める開示項目以外にも、その他の開示項目として積極的な情報の開示を行っています。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項	① 事業の組織	25
	(2) 理事および監事の氏名および 役職名	25
	(3) 事務所の名称および所在地	40
2. 金庫の主要な事業の内容		7
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
	(1) 直近の事業年度における事業の 概況	4
	(2) 直近の5事業年度における主要な 事業指標	
	① 経常収益	7
	② 経常利益または経常損失	7
	③ 当期純利益または当期純損失	7
	④ 出資総額および出資総口数	7
	⑤ 純資産額	7
	⑥ 総資産額	7
	⑦ 預金積金残高	7
	⑧ 貸出金残高	7
	⑨ 有価証券残高	7
	⑩ 単体自己資本比率	7
	⑪ 出資に対する配当金	7
	⑫ 職員数	7
	(3) 直近の2事業年度における事業指標	
	< 主要な業務の状況を示す指標 >	
	① 業務粗利益および業務粗利益率	8
	② 業務純益、実質業務純益、 コア業務純益、コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	8
	③ 資金運用収支、役員取引等収支 およびその他業務収支	8
	④ 資金運用勘定ならびに資金調達 勘定の平均残高、利息、利回り および資金利鞘	8
	⑤ 受取利息および支払利息の増減	8
	⑥ 総資産経常利益率	8
	⑦ 総資産当期純利益率	8
	< 預金に関する指標 >	
	① 流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、その他の預金の 平均残高	9
	② 固定金利定期預金、変動金利 定期預金およびその他の区分 ごとの定期預金の残高	9
	< 貸出金等に関する指標 >	
	① 手形貸付、証書貸付、当座貸越 および割引手形の平均残高	9
	② 固定金利および変動金利の区分 ごとの貸出金の残高	10
	③ 担保の種類別の貸出金残高 および債務保証見返額	9

	④ 用途別の貸出金残高	10
	⑤ 業種別の貸出金残高および 総額に占める割合	9
	⑥ 預貸率の期末値および 期中平均値	9
	< 有価証券に関する指標 >	
	① 商品有価証券の種類別の 平均残高	10
	② 有価証券の種類別の 残存期間別の残高	10
	③ 有価証券の種類別の残高	10
	④ 預証率の期末値および 期中平均値	10
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
	(1) リスク管理の状況	36
	(2) 法令遵守の体制	32
	(3) 中小企業の経営支援および 地域活性化のための取組状況	20
	(4) 金融 ADR 制度への対応	35
5. 金庫の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項		
	(1) 貸借対照表、損益計算書および 剰余金処分計算書	2
	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額 およびその合計額	
	① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	13
	② 危険債権	13
	③ 3月以上延滞債権	13
	④ 貸出条件緩和債権	13
	⑤ 正常債権	13
	(3) 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項	15
	(4) 取得価額または契約価額、時価 および評価損益	
	① 有価証券	11
	② 金銭の信託	11
	③ 規則第102条第1項第5号 に掲げる取引	11
	(5) 貸倒引当金の期末残高および 期中の増減額	10
	(6) 貸出金償却の額	10
	(7) 金庫が法第38条の2第3項により 会計監査人の監査を受けている旨	3
6. 報酬体系について		7

その他の開示項目

1. 概況、経営に関する事項	① ごあいさつ	1
	基本理念・経営計画	3
	店舗数	7
	会員数	7
	役員数	7
2. 経理、経営内容に関する事項		
	不良債権に対する保全状況	14
	業務純益	7
	役員取引の状況	12
	その他業務損益の内訳	12
	経費の内訳	12
	職員1人当たりおよび1店舗あたりの 預金・貸出金残高	12
3. 資金調達に関する事項		
	預金者別預金残高	12
	財形貯蓄残高	12
4. 資金運用に関する事項		
	貸出金科目別期末残高	9
	住宅資金、消費者ローン残高	12
5. その他の業務に関する事項		
	手数料一覧	39
	代理貸付残高の内訳	12
	内国為替取扱実績	12
	外国為替取扱高	12
	外貨建資産残高	12
6. その他の事項		
	営業のご案内	26
	当金庫のあゆみ	18
	この1年のトピックス等	19
	総代会制度	22
	地域貢献活動	14
	「経営者保証に関するガイドライン」 への取り組み	21
	顧客保護等管理態勢	34
	店舗一覧・店外キャッシュコーナー	40
	教育研修制度、福利厚生	16

①：本編 ②：資料編